

2020年基準消費者物価指数 2023年中間年見直し案について

令和4年6月1日
物価統計室

今回の中間年見直し案の概要

- 2020年から始まった新型コロナウイルス感染症の影響は、2022年5月現在において収束したとは言えず、国民生活がどのように変容していくか先行きが見通せない状況である。
- コロナ禍が続く中、品目及びウエイトについて中間年における見直しの必要性を検討するとともに、モデル品目(電気代、都市ガス代)及び公表系列についても検討した。
- その結果、支出の大きく増減した品目は、いずれもコロナ禍の特殊な状況が影響している品目であった。また、固定基準指数と連鎖基準指数の動向に大きな乖離は見られないことを確認した。
- 電気代、都市ガス代については、現行のモデル式に採用している大手小売事業者のシェアが依然として高いことを確認した。
- 2020年基準の消費者物価指数については、現行の品目・ウエイトを引き続き用いることとし、2023年の中間年見直しとしては、公表系列の拡充(COICOP分類指数の月次化)を行うこととする。

- 中間年見直しについて
- 品目改定の検討
- ウェイトの確認
- 電気代・都市ガス代について
- まとめ

◆ 中間年見直しの概要

- 2020年基準改定において、品目については、30品目の追加・28品目の廃止を実施。また、公式指数（固定）のウエイトについては、基準年の2020年における家計の消費構造がコロナ禍で大きく変化したことから2019年・2020年の平均を用いて作成した。
- 来年2023年は「2020年基準消費者物価指数の中間年見直し」の時期となる。消費者物価指数は、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった財及びサービスがある場合、次回の基準改定を待たずに中間年において必要な改定を実施している。
- また、2021年4月に公表した「2020年基準改定計画の一部改定」において、2019年・2020年の平均で作成した固定基準指数のウエイトについては、コロナ禍の状況が急激に回復し、固定基準指数と連鎖基準指数に大きな乖離が生じるようならば見直しを検討するとしていたところ。
- この度、家計の消費構造にコロナ禍の影響が引き続き残る中、品目・ウエイトの改定の必要性等について検討を行った。

中間年見直しについて

【参考】

◆基準改定における品目改定の条件

追加

以下の①～③の基準を全て満たす品目を追加品目とする。

- ①新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
- ②中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- ③円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

廃止

以下の①～③の基準のいずれかに該当する場合であって、かつ、中分類の代表性を損なうと判断されない場合に廃止品目とする。

- ①消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
- ②その品目がなくても、中分類指数の精度が確保できる品目
- ③円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目

※家計消費上「重要度が高い」とは、直近の家計調査の家計簿の記載内容を分析して特別集計を行った結果、家計消費支出に占める割合が、原則として1万分の1以上である場合をいう。

◆ウエイトについて

「消費者物価指数2020年基準改定計画(抜粋)」(令和2年12月4日公表、令和3年4月2日一部改定)

- 消費支出における新型コロナウイルス感染症の影響や、固定基準指数(公式)と連鎖基準指数(参考)との差を注視し、両指数に大きな差が生じるようであればその要因に関する分析結果を公表するなど、統計利用者に対する丁寧な情報提供
- 上記の状況を踏まえて2025年基準改定を待たずに再見直し(中間年見直し)を検討

中間年見直しについて

【参考】

◆過去の中間年見直しの内容

2000年基準の中間年見直し(2003年1月分から)

- 「プリンタ」「インターネット接続料」を品目として追加
- 「カメラ」について、デジタルカメラによる価格を取り込み

2005年基準の中間年見直し(2008年1月分から)

- 「ビール風アルコール飲料」「電気洗濯機(洗濯乾燥機)」「家庭用ゲーム機(携帯型)」を品目として追加
- 「テレビ(ブラウン管)」「オーディオ記録媒体」について他の品目に整理統合
- 「固定電話通信料」について、IP電話による価格を取り込み

2010年基準の中間年見直し ※ 品目の追加・廃止は行っていない

- 「携帯電話機」「携帯電話通信料」について、スマートフォンによる価格を取り込み(2013年1月～)
- 「パソコン(ノート型)」について、タブレット端末による価格を取り込み(2014年1月～)

2015年基準の中間年見直し(2018年1月分から) ※ 品目の追加・廃止は行っていない

- 「たばこ(国産品)」「たばこ(輸入品)」について、加熱式たばこによる価格を取り込み
- 「携帯電話機」「通信料(携帯電話)」について、いわゆる「格安スマホ通信料」「SIMフリー端末」による価格を取り込み

品目改定の検討(支出が増加している財・サービス)

- 支出が急増した商品は、いずれも新型コロナウイルスの感染予防や巣ごもりに関連した商品であり、感染予防に対する意識の高まりが影響していると考えられる。
- 仮に、今後通常に近い生活に戻った場合にこれらの商品の使用習慣が定着し、支出が維持されるかは現時点では判断できない。また、これ以上消費が急増することも想定しがたい。

表 支出が増加している財・サービス

	指数品目への採用状況	支出が急激に増加した商品
①	指数品目に採用していない	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェットティッシュ(※)【1.5→__→3.8→3.0】 ・除菌・消毒液(家事用)(※)【0.8→__→2.6→1.6】 ・手指等消毒液(※)【0.2→__→3.9→2.1】 ・体温計(※)【0.3→__→1.6→1.5】
②	指数品目に採用済み	<ul style="list-style-type: none"> ・チューハイ・カクテル【9.6→10.7→14.9→15.5】 ・マスク(※)【3.2→__→26.5→22.0】 ・ゲームソフト【4.5→4.5→7.1→6.6】 など

注)【】内の数値は順に2018年→2019年→2020年→2021年の万分比。

家計調査特別集計より算出した表内の「※」の品目については、2019年の数値を算出しておらず、また、2021年の数値は2020年7月～2021年6月計より算出している。

品目改定の検討(支出が減少している財・サービス)

- 外国パック旅行費については、現在多くの海外ツアーの催行が行われていない状況。しかし、ツアー再開後、消費の回復が想定されるため、現時点での品目の廃止は適当ではない。
- それ以外の支出が減少している品目についてもコロナ禍における出勤抑制や外出自粛の影響が含まれると考えられ、先行きが見通せない中で早急な廃止は適当ではないと考える。

表 支出が減少している財・サービス

	家計収支項目	対応する指数品目	2018年	2019年	2020年	2021年
①	外国パック旅行費	外国パック旅行費	46.3	47.9	6.8	0.2
②	ネクタイ	ネクタイ	1.4	1.2	1.0	0.8
③	婦人用ストッキング	婦人用ストッキング	1.6	1.5	1.1	0.9
④	旅行用カバン	旅行用カバン	2.9	2.6	1.1	0.9

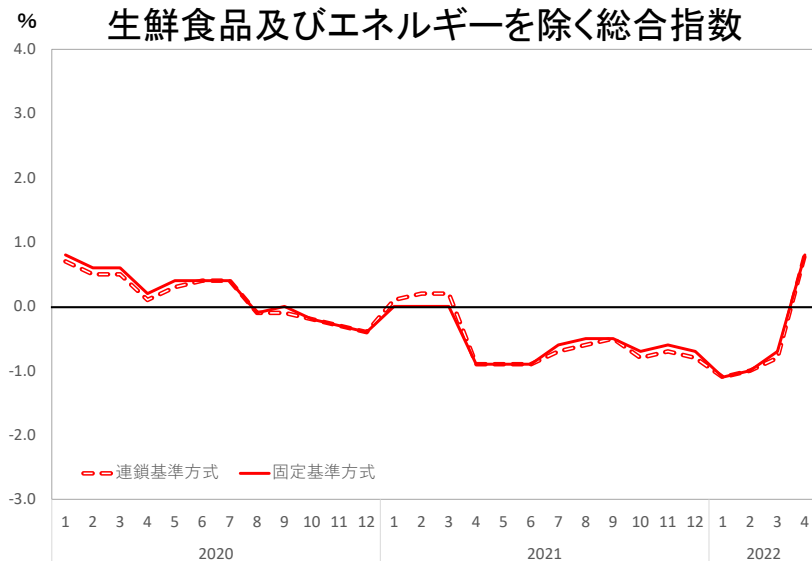
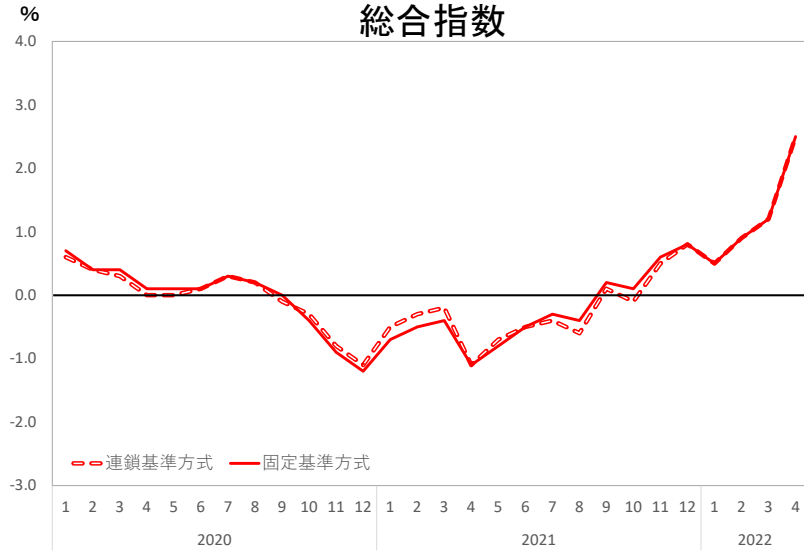
※ 数値は万分比

(出典)家計調査(二人以上の世帯)各年平均結果

ウエイトの確認

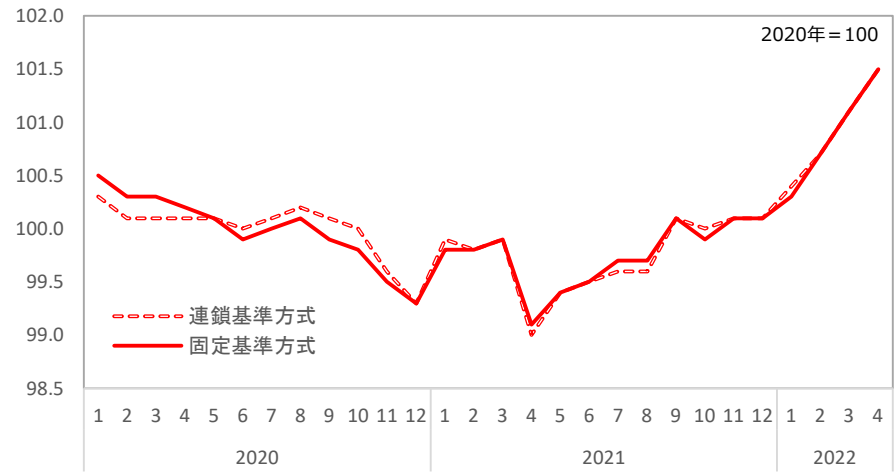
- 固定基準指数と連鎖基準指数の推移に大きな差異は見られない。

各指数の前年同月比の推移

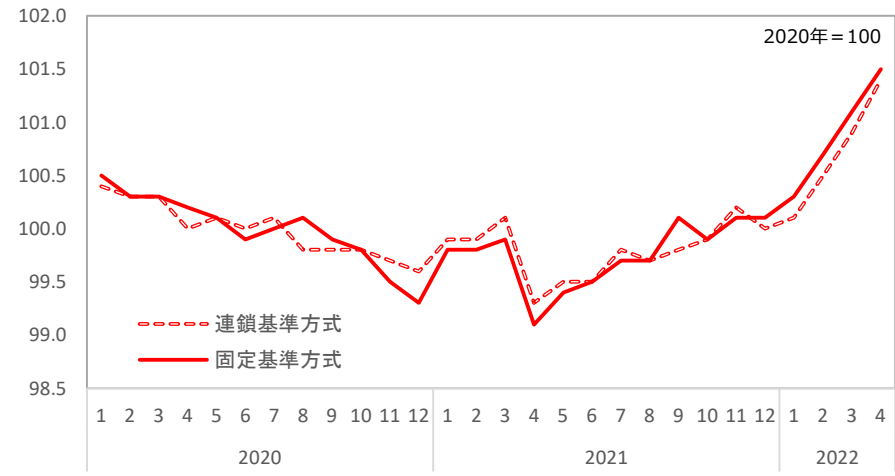


【参考】各指数の推移

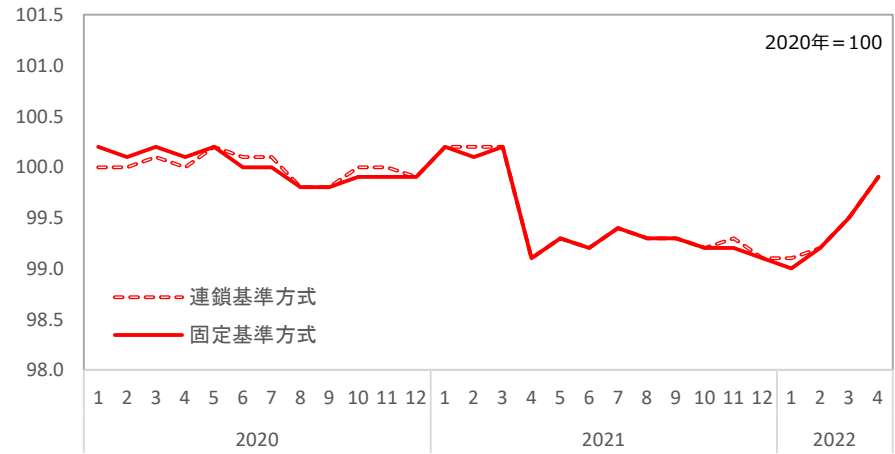
総合指数



生鮮食品を除く総合指数



生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数



ウエイトの確認

- 品目改定において検討した品目のほか、以下の表のように、2021年の消費支出において、前年から増加しているものの2019年の水準まで戻っていない品目もある。
- ⇒ コロナ禍が続いている中、家計の支出構造がどのように変化していくか先行きは不透明である。

表 新型コロナウイルス感染症により
消費行動に大きな影響が見られた品目の一例(2021年)

	家計収支項目	対2019年 名目増減率 (%)	対2020年 名目増減率 (%)
①	鉄道運賃	▲54.5	14.4
②	宿泊料	▲45.1	17.0
③	映画・演劇等入場料	▲47.0	42.3
④	遊園地入場・乗物代	▲60.1	18.7

(出典)家計調査(二人以上の世帯)2021年結果

電気代・都市ガス代について

- 電気代については、2020年基準改定の検討時※に電力完全小売自由化の進捗に伴う「自由料金」及び「新電力小売事業者」に係るモデル式への算入を検討した結果、これらを算入せず2015年基準までと同様に旧一般電気事業者(みなし小売事業者)の「規制料金」を採用するとしたところ。 ※第14回物価指数研究会(2019年10月開催)にご報告
- その後、2022年に入り、規制料金の価格変動に影響する燃料費調整単価の上限到達事業者が増加したことから、みなし小売事業者の「自由料金」をモデル式に4月分から取り入れた。
- 電気代・都市ガス代における「新規小売事業者」に係る料金を算入する必要性について改めて確認した。

【参考】電気・都市ガス事業の比較

(出典)経済産業省 電力・ガス基本政策小委員会

	電気事業	都市ガス事業
供給区域	送配電網は国土約3割(可住区域網羅)	ガス導管敷設は国土6%強
事業者数 (2021年12月時点)	旧一般電気事業者:10 (みなし小売事業者)	旧一般ガスみなしガス小売事業者:190 (みなし小売事業者)
	新電力小売事業者:722	新規小売事業者数:77
規制料金の契約件数 割合(2021年12月時点)	54.7% ※全エリアで規制料金存続	3.4% ※4事業者の供給エリアのみ
燃料費調整単価制度 における上限設定	規制料金及び一部の自由料金に設定	規制料金及び一部の自由料金に設定
上限到達事業者数 (2022年4月時点)	みなし小売事業者のうち 5事業者	大手3事業者※においては無し ※東京ガス、東邦ガス、大阪ガス

電気代・都市ガス代について

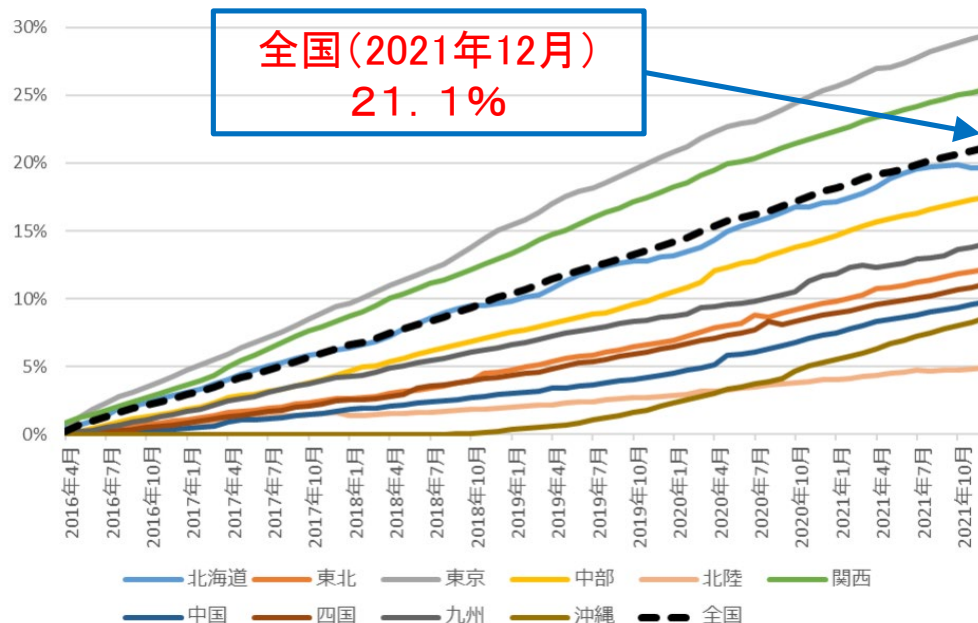
- 新規小売事業者のシェアは堅調に増えているものの依然としてみなし小売事業者のシェアが高い。

表 みなし小売事業者における電力・ガス取引の割合(令和3年12月)

	電気事業者(低圧)	ガス事業者(家庭用)
販売量ベース	76.2%	85.7%
契約数ベース	79.2%	82.6%

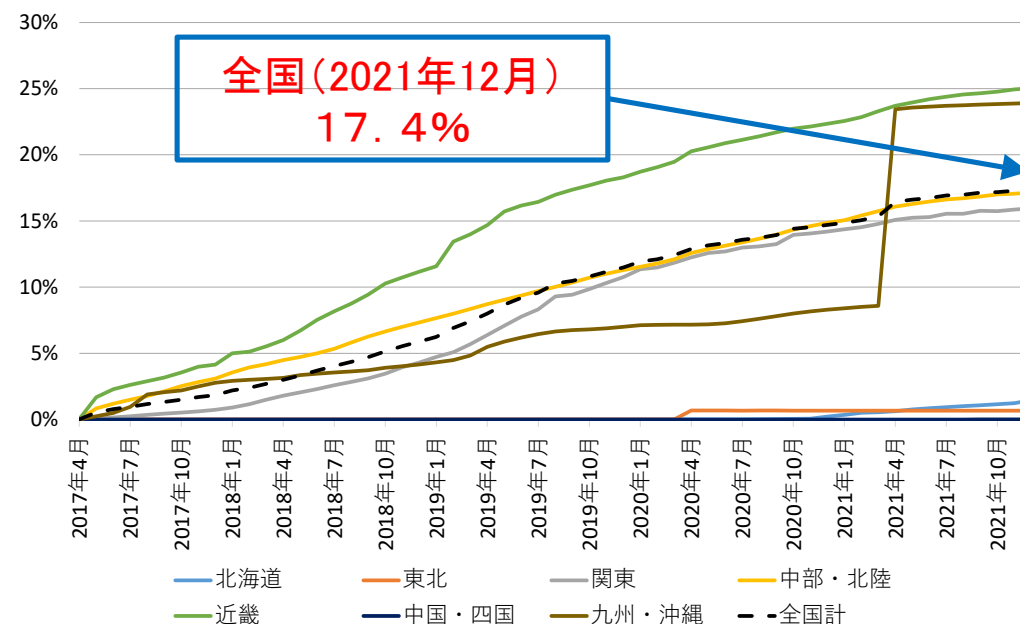
(出典)経済産業省
電力・ガス取引監視等委員会

各エリアの旧一般電気事業者からスイッチングした割合



(出典)経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会
※低圧契約数ベース。域外に供給している旧一般電気事業者を含む。

各エリアのガス新規小売事業者における契約件数の割合の推移

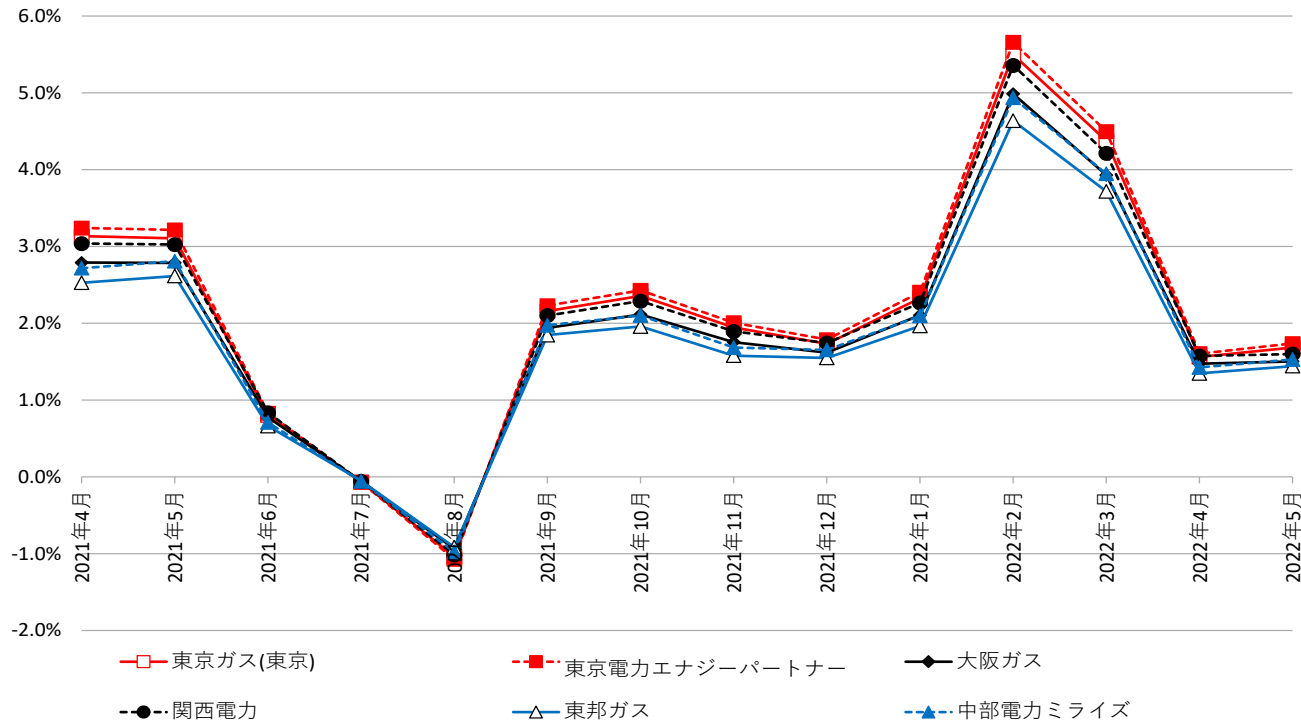


(出典)経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会
※家庭用契約数ベース
※2021年4月に九州・沖縄地域における割合が急増しているのは、大手みなし2小売事業者の分社化に伴い、分社後の事業者が新規扱いとなったため。

電気代・都市ガス代について

- 都市ガス代においては、規制料金のある事業者は4事業者であり、そのうち現行の調査対象事業者に絞ると1事業者のみである(=残りは全て自由料金)。また、7割の事業者は「燃料費調整単価制度」に上限を設定しておらず、こうした事業者の価格動向も捕捉できている。
 - 都市ガス代において、新規小売事業者の料金体系の仕組みは「みなし小売事業者」と同じところが多く、価格動向は近似している。
- ⇒電気代に「みなし小売事業者」の「自由料金」を取り込んだこともあり、電気代及び都市ガス代の指数作成に新規小売事業者の料金プランを早急に取り込む必要はないと考える。

みなし小売事業者及び新規事業者の平均価格前月比



(出典)各ガス事業者HPより作成

公表系列の拡充について

- 2020年基準からCOICOP2018分類に準拠した年平均指数の公表を開始
- その後、OECDからの要請を受け、上記年平均指数の内容に以下の3系列を加えた「月次分」を物価統計室で別途作成し、提供していたところ
 - ・食料及びエネルギーを除く総合
 - ・住居
 - ・住居を除くサービス



- 現状を踏まえ、上記内容を2023年から正式に公表系列として追加し、毎月公表することにする。
- また、年平均指数の内容にも上記3系列を追加する。

- コロナ禍が続いている中、通常に近い生活に戻れるのか現時点では不透明である。
- このような状況の中、今回の確認内容を踏まえ、中間年見直しのタイミング(2023年)においては指数品目の追加・廃止は行わず、ウエイトについても現行ウエイトを使用することとしたい。なお、固定と連鎖の比較については継続して確認し、乖離が生じるようであれば適宜要因等を分析していく。また、今回検討した品目についても、次回基準改定に向けて支出増減を注視してまいりたい。
- 電気代・都市ガス代について、現時点では現行のモデル式(電気代は4月に変更したもの)で引き続き指数作成を行うことにしたい。新規小売事業者の取り扱いについては、今後も定期的に新規小売事業者のシェア等の状況を確認し、必要に応じてモデル式の見直しを検討したい。

- 以上から、「2023年の中間年見直し」としては、「COICOP2018分類の月次集計結果の公表系列への追加」を行うことにする。今後、これに関して年内にパブリックコメントを実施し、その際、今回のウエイトに係る情報提供も併せて行いたい。

【今後の予定】

6月 : 関係府省・日本銀行への説明

夏～秋 : パブリックコメントの実施

2023年2月 : COICOP2018分類の月次分(2023年1月分)公表開始